

[事案 29-123] 新契約無効請求

・令和元年 10 月 20 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-124]および[事案 30-216]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

満期祝金等が払い込んだ保険料を下回ることはないと誤信して契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 3 月に契約したことも保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 契約時、契約者が死亡した際の保険料の免除などの説明は受けたが、満期保険金から（育英年金等の保障に対する）保険料が引かれる説明は受けていない。
- (2) 募集人は配偶者に契約内容を説明しており、自分は募集人から一切説明を受けておらず、本当のことを説明されていたならば、間違ってもこの保険は契約していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人および申立人配偶者に対して、設計書やパンフレットを示して、契約の具体的な内容を説明しており、申立人はその説明を理解したうえで、申込書に署名捺印した。また、申立人は募集人から、ご契約のしおり等も受け取っている。
- (2) 募集人は、申立人および申立人配偶者に対して、払い込む保険料の金額より契約期間中に受け取る祝金と満期祝金の合計金額の方が多くなるといった説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人から契約内容について一切説明を受けていないとは認められず、申立人らは設計書等により契約内容の説明を受けたものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。